



# グリーン調達ガイドライン

2023年11月01日 第7版

株式会社光電製作所

## はじめに

株式会社光電製作所(以下、当社という)は環境対応を経営の基本の一つと位置づけ、環境活動を実施しています。

2001年4月より施行された「資源有効利用促進法」、「グリーン購入法」等にみられるように、地球環境の保全に対する企業の果たす役割はますます重要になっています。多くの企業が環境保全活動の一環として、環境負荷を低減した製品(グリーン製品)の提供を推進しています。EU(欧州連合)は欧州RoHS指令(RoHS1、RoHS2)<sup>\*1</sup>、REACH規則<sup>\*2</sup>などにより、従来の環境に配慮した製品から環境を保証した製品への転換を企業に求めています。また、当社マリンエレクトロニクス製品はシップリサイクル条約<sup>\*3</sup>により、作業従事者の安全衛生の確保及び環境汚染の防止のため、有害物質、廃棄物、貯蔵物の位置と概算量の報告が必要になっています。

当社はこれらの動きに対応すべく、今般「KODEN グリーン調達ガイドライン」を改定し、さらなるグリーン調達活動を推進して、グリーン製品の提供を行う所存です。環境に関する各種法律の順守のためには、お取引先様の確かなご対応が不可欠です。ご理解、ご協力をお願いいたします。

### \*1 : RoHS 指令

電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する欧州議会及び欧州理事会の指令

(Restriction of the use of certain hazardous substances in electrical and electronic equipment)

RoHS1(2002/95/EC)として発行された際は8つのカテゴリに該当する機器の6物質が規制された。その後改正を重ね現在のRoHS2((EU)2015/863)では、4物質が規制対象となり2019年7月22日から適応された。

### \*2 : REACH 規則

化学物質の登録、評価、認可、制限に関する欧州議会及び欧州理事会の規則

(Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals)

人の健康及び環境に対する危害の防止を目的として2007年6月より施行され、リスク低減が必要な化学物質は制限対象物質に指定され、EU(欧州連合)内での使用が制限される。

### \*3 : シップリサイクル条約

2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再生利用のための香港国際条約

(Hong Kong International Convention for the Safe and Environmentally Sound Recycling of Ships, 2009)

船舶解体に関する問題への取り組みとして2009年5月に採択された条約。国際総トン500GT以上の商用船にインベントリ(船舶に存在する有害物質等の概算量と場所を記載した一覧表)の作成及び維持管理が義務付けられる。

## 目 次

1. 目的
2. 適用範囲
3. グリーン調達活動の概要
4. グリーン調達における要求事項
  - 4.1 お取引先様への要求事項
    - (1) 当社のグリーン調達活動へのご協力
    - (2) 環境関連法規の順守
    - (3) 環境管理への取組み
    - (4) 設計・製造段階の購入資材に対する環境配慮
  - 4.2 購入資材(梱包材を含む)に対する要求事項
    - (1) 購入資材の環境負荷化学物質調査へのご協力
    - (2) 当社が禁止する化学物質の不使用
    - (3) 環境負荷低減対策
    - (4) 代替情報の提供
5. 環境負荷化学物質一覧の改定
6. その他

### 別表

- 表1ー含有禁止物質、条件付含有禁止物質及び含有管理物質一覧
- 表2ー非含有保証書
- 表3ー条件付含有禁止物質含有内容

### 1. 目的

当社は、環境と調和する事業活動を展開し、環境を保証した製品をお客様にお届けすることにより、環境への負荷低減を図り、循環型の社会実現を目指します。このために、当社製品に使用される部品、加工品、モジュール品及び包装材並びに当社で使用する事務機器、事務用品（以下、購入資材という）の購入について、環境に配慮した資材を調達することを目的とします。

### 2. 適用範囲

「KODEN グリーン調達ガイドライン」は、当社が調達する全ての購入資材に適用します。ただし、顧客からのグリーン調達要求がある場合は、その要求を満たす調達を行います。

### 3. グリーン調達活動の概要

グリーン調達活動の全体像は図1の様になり、環境事業活動の充実を図っていきます。

「KODEN グリーン調達ガイドライン」に従って「購入資材環境情報」の調査等にご協力をお願いします。

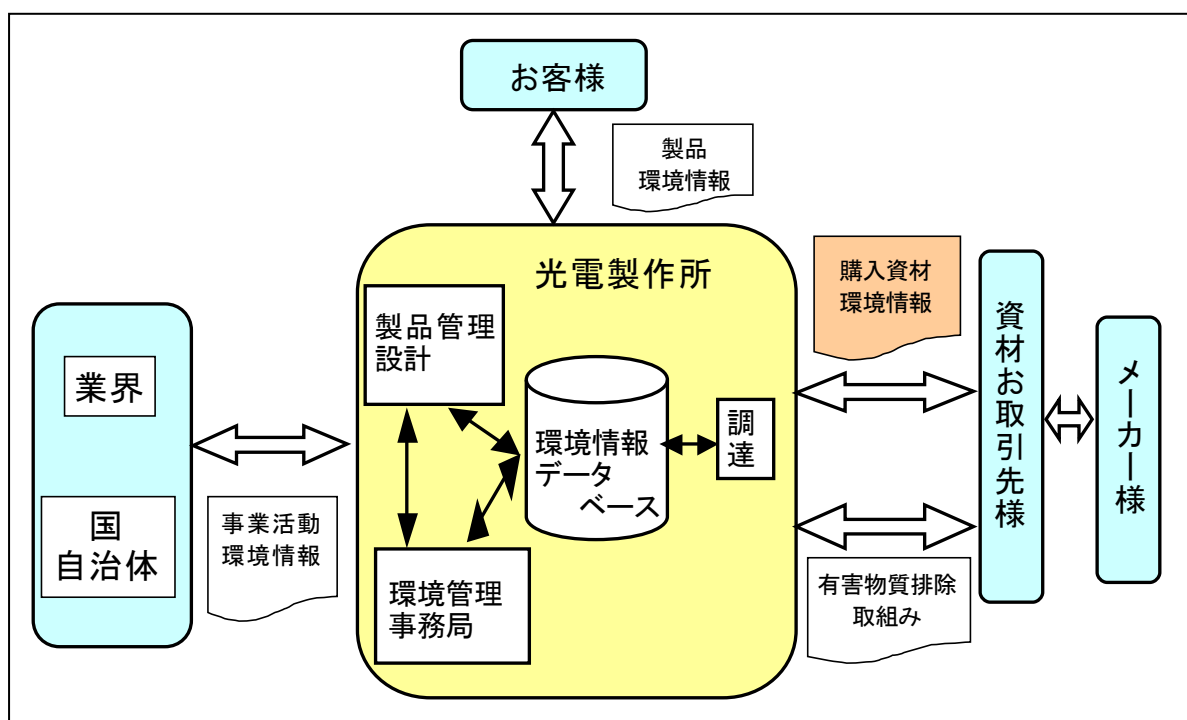


図1

#### 4. グリーン調達における要求事項

「お取引先様への要求事項」及び「購入資材(梱包材を含む)に対する要求事項」の2項を定めました。これらの必須要求事項を満足にし、環境負荷低減活動に積極的な取り組みをしていただけるお取引先様から優先して購入します。

##### 4.1 お取引先様への要求事項

- (1) 当社のグリーン調達活動へのご協力【必須】
- (2) 環境関連法規の順守【必須】
- (3) 環境管理への取組み《推奨》  
環境管理への取組みは次の①又は②を満たすことを推奨します。
  - ① 環境マネジメントシステム(EMS: Environmental Management System)の構築 ISO14001、EMAS、KES、エコアクション 21、エコステージ等の環境認証を取得していること。
  - ② 環境管理システムを自社で構築していること。
- (4) 設計・製造段階の購入資材に対する環境配慮《推奨》  
製品設計及び製造段階で以下の点に留意して、製品環境アセスメントを実施することを推奨します。
  - ① 省資源・省エネルギーに配慮していること。
  - ② 長期使用が可能なこと。また修理や部品交換が容易なこと。
  - ③ 再使用部品、再生素材の利用に留意していること。
  - ④ リサイクルしやすい素材の使用に留意していること。
  - ⑤ 分離・分解が容易な設計がなされていること。
  - ⑥ 梱包・包装材は再利用可能なものの採用、発泡緩衝材の使用量削減等、環境への負荷が少ない素材を採用していること。

##### 4.2 購入資材(梱包材を含む)に対する要求事項

- (1) 購入資材の環境負荷化学物質調査へのご協力【必須】  
お取引先様へ購入資材(梱包材を含む)に含有する化学物質に関して、随時調査依頼をしております。「図2」に従って調査結果の報告をお願いします。  
その他該当する部品に関しては別途依頼する場合がございます。
  - ① 購入資材に含有禁止物質または条件付含有禁止物質が含まれていない場合は、「表2-非含有保証書」をご提出ください。
  - ② 購入資材に条件付含有禁止物質が含まれている場合は「表3-条件付含有禁止物質含有内容」に詳細をご記入ください。
- (2) 当社が禁止する化学物質の不使用【必須】  
当社では、購入資材(梱包材を含む)に含有する化学物質に関して、下記の通り3つの管理区分からなる「表1-含有禁止物質、条件付含有禁止物質及び含有管理物質一覧」を定めています。
  - ① 含有禁止  
含有を禁止している化学物質。なお、一部に適応を除外する用途があります。
  - ② 条件付含有禁止  
ある一定条件又は閾値レベル(報告レベル)以下の含有を許容。  
閾値を超えるものに関しては、その内容について報告をお願いします。
  - ③ 含有管理物質  
意図的な使用を制限するものではありません。含有量についてデータの把握をします。

## (3) 環境負荷低減対策《推奨》

購入資材(梱包材を含む)について、省資源、省エネルギー、リサイクル等を考えた環境負荷低減対策が取られることを推奨します。

## (4) 代替情報の提供《推奨》

購入資材に条件付含有禁止物質が含まれている場合、代替品のご提案をお願いします。

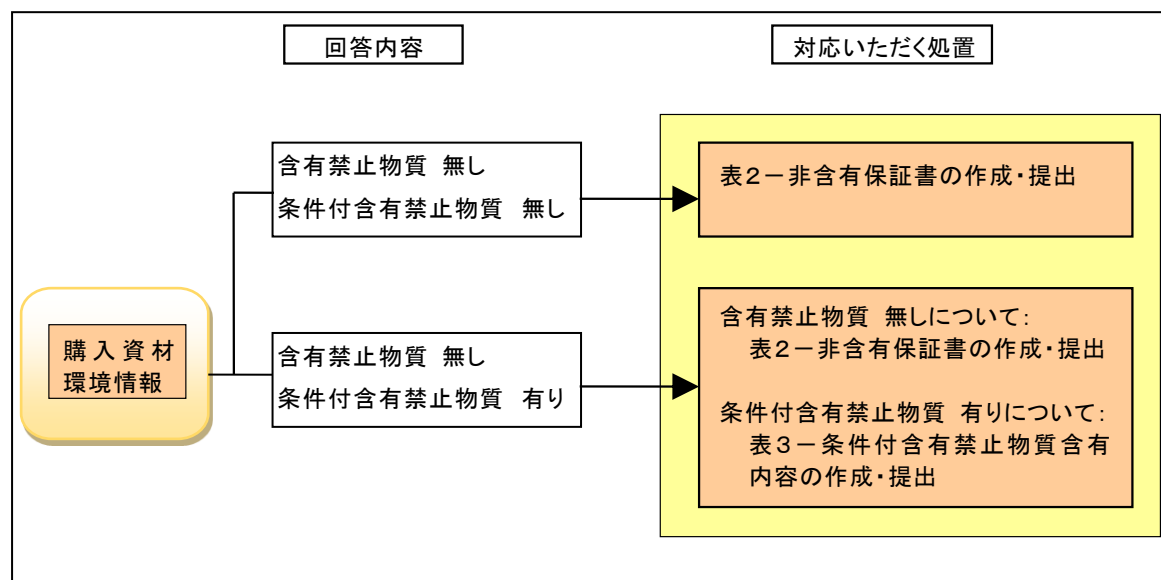


図 2

## 5. 「含有禁止物質、条件付含有禁止物質及び含有管理物質一覧」の改定

「表 1-含有禁止物質、条件付含有禁止物質及び含有管理物質一覧」は、法規制動向等により、今後その内容が変化することが予想されます。含有禁止物質、条件付含有禁止物質及び含有管理物質一覧については、お取引先各位においても情報収集をしていただき、最新版への対応をお願いします。

## 6. その他

ご回答いただいた内容に不正があり、それによって当社に損害が発生した場合、補償等の請求をさせていただくことがあります。

表1－含有禁止物質、条件付含有禁止物質及び含有管理物質一覧

製品への含有と梱包材への含有

(梱包材への含有を含む)

物質/カテゴリー	主な法令または工業基準/合意例	閾値レベル(報告レベル)	当社の管理区分
1 アスベスト類	REACH規則(Annex XVII), 安衛法	—	含有禁止物質
2 ホルムアルデヒド	カリフォルニア州CARB規則, オーストリア BGB I 1990/194(ホルムアルデヒド規制)	—	
3 オゾン層破壊物質	オゾン層保護法	—	
4 ベルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)又はその塩	REACH規則(Annex XVII), 化審法(第一種特定化学物質)	—	
5 ベルフルオロオクタタン酸(PFOA)とその 塩	REACH規則(Annex XVII), 化審法(第一種特定化学物質)	—	
6 2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イ ル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	化審法(第一種特定化学物質)	—	
7 ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)及び特 定代替物質	化審法(第一種特定化学物質)	—	
8 ポリ塩化ナフタレン(塩素原子1個以上)	化審法(第一種特定化学物質)	—	
9 放射性物質	原子炉等規制法	—	
10 三置換有機スズ化合物	REACH規則(Annex XVII), 化審法(第一種特定化学物質)	—	
11 トリブチルスズ=オキシド(TBTO)	REACH規則(Annex XVII), 化審法(第一種特定化学物質)	—	
12 フッ素系温室効果ガス(PFC, SF6, HFC)	EU規制No842/2006	—	
13 ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD)	化審法(第一種特定化学物質)	—	
14 デクロランプラス	POPs条約, 化審法(第一種特定化学物質) 令和 6年秋以降施行	—	
15 UV-328	POPs条約, 化審法(第一種特定化学物質) 令和 6年秋以降施行	—	
16 メキシクロル	POPs条約, 化審法(第一種特定化学物質) 令和 6年秋以降施行	—	↓
17 一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料	REACH規則(Annex XVII)	30ppm	条件付含有禁止物質
18 ジメチルフマレート(フマル酸ジメチル) (DMF)	REACH規則(Annex XVII)	0.1ppm	
19 ポリ塩化ターフェニル類(PCT類)	REACH規則(Annex XVII)	50ppm	
20 短鎖型塩化パラフィン類(C10~C13)	REACH規則(Annex XVII)	1000ppm	
21 塩化コバルト(CoCl2)	REACH規則(SVHC) 化学物質管理促進法(PRTR法)	100ppm	
22 ジブチルスズ化合物(DBT)	REACH規則(Annex XVII)	1000ppm	
23 ジオクチルスズ化合物(DOT)	REACH規則(Annex XVII)	1000ppm	
24 ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)	欧州RoHS指令	1000ppm	
25 ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE 類)	欧州RoHS指令 REACH規則(Annex XVII)	1000ppm	
26 カドミウム/カドミウム化合物	欧州RoHS指令, REACH規則(Annex XVII), 欧州電池指令, 中国 GB-24427-2009	100ppm 他報告対象により閾 値異なる	
27 六価クロム化合物	欧州RoHS指令	1000ppm	
28 鉛/鉛化合物	欧州RoHS指令, 欧州電池指令, 中国 GB-24427-2009	1000ppm 他報告対象により 閾値異なる	
29 水銀/水銀化合物	欧州RoHS指令, REACH規則(Annex XVII) 欧州電池指令, 中国 GB-24427-2009	1000ppm 電池は閾値異なる	
30 DEHP(フタル酸ジ-2-エチルヘキシル)	欧州RoHS指令	1000ppm	
31 BBP(フタル酸ブチルベンジル)	欧州RoHS指令	1000ppm	
32 DBP(フタル酸ジ-n-ブチル)	欧州RoHS指令	1000ppm	
33 DIBP(フタル酸ジイソブチル)	欧州RoHS指令	1000ppm	
34 RCF(リフラクトリーセラミックファイ バー)	安衛令、安衛則、特化則の改正	1000ppm	↓
35 その他のJGPSSI物質群(JIG) およびREACH規則(SVHC)			含有管理物質
(梱包材のみ)			
1 ヒ素化合物	REACH規則(Annex XVII)	—	含有禁止物質
2 臭化メチル	ISPM-15	—	含有禁止物質

2023年11月01日 第7版

※閾値レベルに関しては法令・条例によって変化するため、こちらから指定させていただく場合がございます。

## 表2-非含有保証書

株式会社 光電製作所 御中

年 月 日

1 会社名	<input type="text"/>	⑩	5 電話番号	<input type="text"/>
2 住所	<input type="text"/>		6 FAX番号	<input type="text"/>
3 責任部署名	<input type="text"/>		7 E-mail	<input type="text"/>
責任役職名	<input type="text"/>		8 取引先コード	<input type="text"/>
責任者氏名	<input type="text"/>	⑩	(仕入先コード)	
4 担当者氏名	<input type="text"/>			

**含有禁止物質**

当社は、20 年 月 日以降、貴社「KODEN グリーン調達ガイドライン」に定められている「含有禁止物質」を含まないことを保証します。

## 対象品内容

光電品目コード	品名	規格/型式	製造メーカー名
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

上記対象品がシリーズ品の一つである場合は、「規格/型式」欄の定数部分を\*\*\*と表現して下さい。  
 (例: 規格ABC123D~ABC789Dがシリーズ品の場合、ABC\*\*\*Dと記入して下さい。123...789は、定数。)

**条件付含有禁止物質**

当社は、20 年 月 日以降、貴社「KODEN グリーン調達ガイドライン」に定められている「条件付含有禁止物質」を含まないことを保証します。

## 対象品内容

光電品目コード	品名	規格/型式	製造メーカー名
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

上記対象品がシリーズ品の一つである場合は、「規格/型式」欄の定数部分を\*\*\*と表現して下さい。  
 (例: 規格ABC123D~ABC789Dがシリーズ品の場合、ABC\*\*\*Dと記入して下さい。123...789は、定数。)

注 太線枠内をご回答ください。

2023年11月01日 第7版



表3—条件付含有禁止物質含有内容

株式会社 光電製作所 御中

年 月 日

1 会社名	<input type="text"/>	Ⓜ	5 電話番号	<input type="text"/>
2 住所	<input type="text"/>		6 FAX番号	<input type="text"/>
3 責任部署名	<input type="text"/>		7 E-mail	<input type="text"/>
責任役職名	<input type="text"/>		8 取引先コード	<input type="text"/>
責任者氏名	<input type="text"/>	Ⓜ	(仕入先コード)	
4 担当者氏名	<input type="text"/>			

次の部品・素材については、条件付含有禁止物質が含まれていますのでその内容を記載します。

対象品内容

光電品目コード	品名	規格/型式	製造メーカー名
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

上記対象品がシリーズ品の一つである場合は、「規格/型式」欄の定数部分を\*\*\*と表現して下さい。  
 (例: 規格ABC123D~ABC789Dがシリーズ品の場合、ABC\*\*\*Dと記入して下さい。123...789は、定数。)

条件付使用禁止物質の含有状況を記入してください。

	条件付使用禁止物質	含有有無	含有濃度 (mg/kg、%、ppm)	含有部位/含有目的	廃止時期
1	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料	有・無			
2	ジメチルフマレート(フマル酸ジメチル)(DMF)	有・無			
3	ポリ塩化ターフェニル類(PCT類)	有・無			
4	短鎖型塩化パラフィン類(C10~C13)	有・無			
5	塩化コバルト(CoCl2)	有・無			
6	ジブチルスズ化合物(DBT)	有・無			
7	ジオクチルスズ化合物(DOT)	有・無			
8	ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)	有・無			
9	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	有・無			
10	カドミウム/カドミウム化合物	有・無			
11	六価クロム化合物	有・無			
12	鉛/鉛化合物	有・無			
13	水銀/水銀化合物	有・無			
14	DEHP(フタル酸ジ-2-エチルヘキシル)	有・無			
15	BBP(フタル酸ブチルベンジル)	有・無			
16	DBP(フタル酸ジ-n-ブチル)	有・無			
17	DIBP(フタル酸ジイソブチル)	有・無			
18	RCF(リフラクトリーセラミックファイバー)	有・無			

↑  
 有、無のいずれかを選択し、有の時は含有量を記載してください。

注 太線枠内をご回答ください。